

物品管理の新しい基準及び物品の実地たな卸し

1. 概要

神戸市経理適正化外部検証委員会報告書の提言を踏まえ、資産である備品や備品以外の物品について管理の適正化を図るため、現行の備品管理簿の運用方法を見直すなど、物品管理に関するルールを定めます。

2. 物品管理事務の変更について

備品等の基準については、物品会計規則および物品会計規則事務取扱要綱に規定されていますが、その一部を改正します（平成 24 年 8 月 1 日施行）。

(1) 備品の管理について

要綱に定める「取得価格に関係なく備品に区分するもの」として、①多くの所属で所有され、②取得価格が 2 万円未満のもので耐久性のあり、③小型で持ち運びができて紛失しやすい、下記のを追加します。

カメラ（使い捨てカメラを除く）、ICレコーダー、携帯電話機、高機能電卓

(2) 消耗品の管理について

消耗品は、消耗品管理簿への記載を省略できることとします。

ただし、性質は備品に属する（物品整理区分表 1 備品に例示されている物品その他これらに類するもの）が、取得価格が 2 万円未満のため消耗品に区分されるものについては、従来どおり消耗品管理簿に記載するものとします。

※ 参考：神戸市物品会計規則事務取扱要綱 物品整理区分表 1 備品 より抜粋

1 光学・計測機器類	映写機，カメラ，交換レンズ，現像器，スライド映写機 など
2 電気・通信機器類	電話機，テレビ，ラジオ，ビデオ(DVD)レコーダー，テープ(IC)レコーダー など
3 工作機器類	研削盤，研磨盤，かんな盤，糸鋸機，溶接機 など
4 産業機器	アスファルトカッター，コンクリートカッター，道路転圧機 など
5 医科機器類	身体検査器具類，診断・治療器具類，調剤器具類 など
6 事務用機器類	公印（神戸市公印規則に規定するもの），シュレッダー，電動ホッチキス，あて名印刷機，電動式計算機 など
7 その他の機器類	印刷機，散水機，洗たく機，掃除機，薬剤散布機 など
8 船車類	普通自動車，特殊自動車（救急車，消防車等），消防艇 など
9 運動用具・楽器類	運動用具（跳箱，平行棒，体育用マット等），楽器（太鼓，ピアノ等） など
10 美術工芸・標本類	美術工芸品（掛軸，彫刻，書画，絵画），標本・模型（写真パネル）など
11 図 書	図書・地図等の出版物
12 動 物	観賞用動物（魚類を除く）及び六甲山牧場等で飼育する動物
13 その他	家具・調度品類（机，椅子，応接セット等），厨房器具類（電子レンジ，ポット，オーブン，冷蔵庫等），冷暖房器具類（扇風機，ストーブ等） など

3. 物品の実地たな卸しについて

これまで各所属において備品等の確認をしていただいておりますが、新たな物品管理基準をもとに各所属で備品等の現物と管理簿との照合（実地たな卸し）を行っていただき、各所属に所在する備品等の管理状況を正確に把握し、物品管理簿の整理を行います。